

1. 定額減税補足給付金(調整給付金)の支給対象となる方

- 令和6年分推計所得税・令和6年度分住民税の状況により判定します。

<調整給付金支給対象者> ○:対象 ×:対象外		令和6年分推計所得税(令和5年分所得税)		
		所得税額0円	所得税額<所得税減税可能額	所得税額≥所得税減税可能額
令和6年度分住民税	非課税	×	○	○
	均等割のみ課税	×	○	○
	所得割額<住民税減税可能額	○	○	○
	所得割額≥住民税減税可能額	○	○	×

※ 所得税減税可能額=3万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族)

※ 住民税減税可能額=1万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族)

2. 定額減税補足給付金(調整給付金)の算出方法(モデルケース)

①単身世帯の場合

- 所得税分定額減税可能額:3万円×1=3万円
 ➤ 住民税分定額減税可能額:1万円×1=1万円
 ➤ 調整給付額

➡ 給付額は**目安**です。実際の給付額は、送付される書類をご確認ください。

給与収入 (納税者本人)	税金	税額	定額減税 可能額	定額減税額	定額減税 しきれない額	定額減税 しきれない額 (合計)	調整給付額 (1万円単位 で切り上げ)
150万円	所得税	12,200円	30,000円	12,200円	17,800円	17,800円	20,000円
	住民税所得割	27,000円	10,000円	10,000円	0円		
200万円	所得税	27,000円	30,000円	27,000円	3,000円	3,000円	10,000円
	住民税所得割	56,500円	10,000円	10,000円	0円		
250万円	所得税	40,700円	30,000円	30,000円	0円	0円	0円
	住民税所得割	84,000円	10,000円	10,000円	0円		

②夫婦＋子ども2人(大学生・高校生)の4人世帯の場合

- 所得税分定額減税可能額: 3万円×4 = 12 万円
- 住民税分定額減税可能額: 1万円×4 = 4万円
- 調整給付額

➡ 給付額は**目安**です。実際の給付額は、送付される書類をご確認ください。

給与収入 (納税者本人)	税金	税額	定額減税 可能額	定額減税額	定額減税 しきれない額	定額減税 しきれない額 (合計)	調整給付額 (1万円単位 で切り上げ)
300万円	所得税	0円	120,000円	0円	120,000円	158,500円	160,000円
	住民税所得割	1,500円	40,000円	1,500円	38,500円		
500万円	所得税	47,000円	120,000円	47,000円	73,000円	73,000円	80,000円
	住民税所得割	110,500円	40,000円	40,000円	0円		
700万円	所得税	130,500円	120,000円	120,000円	0円	0円	0円
	住民税所得割	258,500円	40,000円	40,000円	0円		

③年金所得者の夫婦世帯の場合

- 所得税分定額減税可能額: 3万円×2 = 6万円
- 住民税分定額減税可能額: 1万円×2 = 2万円
- 調整給付額

➡ 給付額は**目安**です。実際の給付額は、送付される書類をご確認ください。

年金収入 (納税者本人)	税金	税額	定額減税 可能額	定額減税額	定額減税 しきれない額	定額減税 しきれない額 (合計)	調整給付額 (1万円単位 で切り上げ)
200万円 (※)	所得税	0円	-	-	-	-	0円
	住民税所得割	0円	-	-	-		
300万円	所得税	32,000円	60,000円	32,000円	28,000円	28,000円	30,000円
	住民税所得割	71,500円	20,000円	20,000円	0円		
350万円	所得税	52,000円	60,000円	52,000円	8,000円	8,000円	10,000円
	住民税所得割	111,500円	20,000円	20,000円	0円		

※ 所得税0円・住民税所得割0円であるため、調整給付金の支給対象外となります。